

令和7年7月24日
教育委員会施設課

思永中学校温水プールの指定管理者の募集について

北九州市立思永中学校の温水プールは、市民のスポーツ振興及び健康増進に寄与することを目的として設置・運営しており、学校の授業で使用しない時間帯は、年間を通じて市民開放を行っている。

当該プールの効率的かつ効果的な運営を図るため、令和8年度から指定管理者制度を導入することとし、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）に基づき、指定管理者を募集するもの。

1 施設概要

- (1) 所在地：北九州市小倉北区大門一丁目5番1号（思永中学校敷地内）
- (2) プール：メインプール 25m×7コース（水面積350㎡）
幼児用プール （水面積50㎡）
- (3) 駐車場：56台（うち2台身障者用）
- (4) 供用開始：平成21年4月1日

2 指定期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日（5年間）

3 指定管理料(上限額)

88,778千円（単年度あたり、消費税相当額を含む）

4 指定管理者の業務範囲

- (1) 管理運営に関する業務
 - ・ 受付、使用料徴収に関すること
 - ・ プールの監視等安全管理に関すること
 - ・ 清掃、水質管理に関すること
- (2) 施設の維持管理に関する業務
 - ・ 各種法定点検等
 - ・ 機械警備
 - ・ 施設の修繕

なお、各種法定点検、機械警備、施設の修繕については、プールのみでなく、思永中学校全体を業務に含める。

(3) その他

- ・学校との連携に関する業務
- ・広報活動等による利用促進など
- ・市民のスポーツ振興に資する事業（スポーツ教室）等の実施など

5 応募資格

- (1) 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- (2) 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- (3) 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求める。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととする。
- (4) 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

6 選定方法

学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討する。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定する。

7 事業者選定のスケジュール(予定)

- | | | |
|--------------|---------|-------------------|
| (1) 募集要項配布開始 | 令和7年 | 7月17日(木) |
| (2) 募集説明会 | 令和7年 | 7月29日(火) |
| (3) 意向届出書の提出 | 令和7年 | 7月30日(水)～8月20日(水) |
| (4) 申請書等の受付 | 令和7年 | 8月20日(水)～9月5日(金) |
| (5) 検討会 | 令和7年 | 9月下旬 |
| (6) 選考結果の報告 | 令和7年10月 | 【教育委員会会議】 |
| (7) 議会承認 | 令和7年12月 | 議会 |
| (8) 協定締結 | 令和8年 | 4月1日(水) |

◎北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年3月30日 条例第8号）

【抜粋】

（指定管理者）

第9条 教育委員会は、社会教育施設及び北九州市立思永中学校の温水プール（以下「社会教育施設等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設等の管理（北九州市立思永中学校の温水プールにあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設等の管理の業務は、次のとおりとする。

- （1） 社会教育施設等の維持管理に関すること。
- （2） 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設等の管理を行わなければならない。

（指定管理者等の秘密保持義務）

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該社会教育施設等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。